

第10期加古川市高齢者福祉計画・第9期加古川市介護保険事業計画の進捗状況（要旨）

凡 例

1 基本目標

（1）施策（市の自己評価について表記）

①◇◇◇◇の推進	○（概ね計画どおり）	→■頁	} 本資料での 掲載ページ
②◇◇◇◇◇の推進	△（どちらともいえない）	→□頁	
③◇◇◇◇◇◇への参加促進	×（計画から大きく乖離） （実施予定だったができていない）	→◆頁	

{ 文章（現状と課題について記載）}。

今期計画の進捗状況及び今後の課題について、基本目標、施策ごとにまとめた。各計画内容の詳細については、資料4-2「第10期加古川市高齢者福祉計画・第9期加古川市介護保険事業計画の進捗状況調査票」のとおり。

1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

（1）自分らしく暮らせる知識の普及促進

①自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発	○（概ね計画どおり）	→7頁
②自立支援のための知識や技術習得への支援	△（どちらともいえない）	→8頁
③介護サービスに関する情報発信	○（概ね計画どおり）	→9頁

介護保険ガイドブックの作成や出前講座の実施による制度の周知だけでなく、「地域包括ケアシステム」、「人生会議（ACP）」など、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために家族介護講座やACPについての研修会、在宅・介護関係者への研修会など、必要な知識などに関する研修の機会を設け普及啓発を行った。一般高齢者のACPの認知度も前回の20%からこの度は25%に上がるなど、目標数値とはまだ乖離があるが効果が表れている。

（2）地域社会への積極的な参加促進

①生涯学習活動の推進	○（概ね計画どおり）	→10頁
②文化・スポーツ活動への参加促進	○（概ね計画どおり）	→11頁
③雇用・就労相談への支援	△（どちらともいえない）	→12頁

高齢者のニーズも多様化しており、生涯学習やスポーツ・音楽など、地域の通いの場等の提供は実施できている。また、就労意欲のある方にはハローワークと連携し、情報の収集・提供を行うとともに、ボランティア等への取組など、高齢者の生きがいつくりの構築も必要となる。今後は、地域の様々な資源などにアクセスしやすい情報提供の在り方の検討が必要である。

(3) 介護予防や健康づくりへの支援

①介護予防活動へつなげる支援	○（概ね計画どおり）	→13 頁
②介護予防の普及啓発	△（どちらともいえない）	→14 頁
③地域における介護予防への支援	△（どちらともいえない）	→15 頁
④リハビリテーション活動による支援	○（概ね計画どおり）	→16 頁

住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう、いきいき百歳体操等の運営支援を中心に取り組んでいる。社会的に孤立している人等を通いの場につなぐ方法や来られなくなった方が再び参加できる体制など、時代に応じて求められる内容も変わってきているが、引き続き、いきいき百歳体操の立ち上げ支援を行いながら、自宅など身近な場所で実施する小集団への活動の勧奨、介護事業所や企業と連携した新規会場の開拓等を進める。また、地域の拠点として、今後、チームオレンジの立ち上げや生活支援の実施など、いきいき百歳体操のみではなく、新たな取組なども働きかけを行っていきたい。

2 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

(1) 見守り体制の構築

①見守りネットワークの構築	○（概ね計画どおり）	→17 頁
②地域ぐるみの見守りへの支援	○（概ね計画どおり）	→18 頁

高齢者の見守り体制を構築にあたり、民生・児童委員（高齢者実態調査）、老人クラブ（どないや訪問）、民間事業者（見守り協定）等の協力を得て、支援の必要な高齢者の早期発見につなげている。また、緊急通報システムや見守りタグの利用を積極的に働きかけた。引き続き、協力いただける民間事業者の拡大や緊急通報システム・見守りタグの利用促進を図りながら、見守り体制の構築を進める。

(2) 生活支援サービスの充実

①生活支援サービスシステムの整備	△（どちらともいえない）	→19 頁
②地域組織などの支援・連携強化	○（概ね計画どおり）	→20 頁

地域のニーズや不足しているサービス・支援を整理し、地域の多様な主体と生活支援コーディネーターが一緒に考え、地域での取組や支え合いの仕組みづくりなどを考え、構築している。今後、更なる高齢者数の増加により、介護保険サービスでは賄えない生活支援などにおいては、早急なささえあいの仕組みづくりを構築するとともに、支援が必要な人へ必要なサービスが届くよう地域の資源を共有・見える化した地域資源管理システムの活用をすすめていく。

また、老人クラブへの補助を継続するとともに、民生・児童委員や町内会に対し、福祉制度に関する出前講座を行った。引き続き地域活動の中心となるこれらの団体に、研修機会や情報の提供を行うことで連携強化に努めていく。

(3) 地域での多様な活動への支援

①地域活動への支援	○（概ね計画どおり）	→21 頁
②移動サービスの支援	○（概ね計画どおり）	→22 頁

地域では、世代間交流を促進する取組や、住民が主体となって生活支援等の支えあい活動を行う団体に対し補助金を交付し、地域で互いに支えあう地域づくりを進めている。また、上荘地区では、生活関連施設とバス停留所を結ぶ地域完結型の移動サービスが地域住民の協議会によるボランティアで運行されているが、運転を担う住民の高齢化や活動の継続性が課題となっている。今後、持続可能な体制づくりに向けて、補助金の活用など、仕組みの強化が求められる。

3 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

（１）介護サービス基盤等の整備

①介護サービス基盤等の整備

○（概ね計画どおり）

→23 頁

在宅系、居住系サービス提供事業者を募集し、計画的に整備を進めてきたが、利用者数の伸び悩みなどにより、予定整備数に届いていないサービスがある。引き続き、人口推計や施設の空床数、サービスごとの給付実績などのデータを分析し、日常生活圏域ごとの整備状況を考慮したうえで、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、整備を進める。

また、国・県の補助金を活用し、防災対策、介護従事者の離職防止や安全確保を目的とした事業者に対する補助事業や定期巡回事業者の参入促進事業を実施した。今後も、必要なサービスへの事業者の参入を促し、質の高い事業所運営を実現するため、事業者に対する各種補助金制度の継続と充実を図る。

（２）介護サービスの適正な実施

①介護サービスの質の確保・向上

○（概ね計画どおり）

→24 頁

②要介護認定と介護保険給付費等の適正化

○（概ね計画どおり）

→25 頁

③介護サービス事業者への指導・監督等

○（概ね計画どおり）

→26 頁

高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする認定者数や、介護保険給付費の増加が予測されるなか、より利用者の意向や状態にあった介護サービスを提供するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、及び介護報酬と医療報酬の重複請求の排除を図るための縦覧点検・医療情報との突合等を実施した。今後も、引き続き適正化の実施や実地指導により介護サービスの適正な実施に努める。

4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

（１）地域包括ケア体制の深化・推進

①地域包括支援センターの機能の充実

○（概ね計画どおり）

→27 頁

②医療・介護連携の強化

○（概ね計画どおり）

→28 頁

③地域ケア会議の充実

○（概ね計画どおり）

→29 頁

高齢者数の増加や高齢者が抱える問題の複雑多様化に伴い、地域包括支援センターでの対応なども時間を要する傾向にある。配置している３職種（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）をはじめとする人員増やＩＣＴ化などにより、高齢者の増加に対応できるセンター機能の体制確保及び充実が必要となっている。

在宅医療・介護連携の推進においては、関係者の顔の見える関係づくりを進めている。今後は、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築に努め、ＩＣＴの活用をはじめ、入退院支援手引きの運用の推進、在宅看取りやＡＣＰ等の普及啓発を行う。

地域ケア会議については、地域課題の洗い出しは進んできており、引き続き、課題解決に向けた仕組みづくりや施策展開につなげていく。

(2) 認知症施策の推進・強化

①認知症への理解を深めるための普及啓発	△（どちらともいえない）	→30 頁
②認知症の予防	○（概ね計画どおり）	→31 頁
③医療・ケア・介護サービスの充実	○（概ね計画どおり）	→32 頁
④介護者への支援	○（概ね計画どおり）	→33 頁
⑤認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	○（概ね計画どおり）	→34 頁
⑥若年性認知症の人への支援	○（概ね計画どおり）	→35 頁

認知症基本法に基づいた「新しい認知症観」にある、認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考えのもと、引き続き認知症に関する普及啓発、相談窓口の周知等を実施し、必要な時に必要な機関につなげていけるような体制づくりが大切である。また、誰でもなり得る身近な病気として当事者の声を届けるなど、MC I や認知症への理解をはじめ、地域における支え合いのためのサポーター養成講座やチームオレンジの整備を進めていく。

(3) 介護者への支援の充実

①介護者のつどいの実施	○（概ね計画どおり）	→36 頁
②介護用品の支給・貸与	○（概ね計画どおり）	→37 頁

在宅生活を選択する高齢者の希望を叶えるために、介護者は必然的に精神的、身体的、経済的な負担を感じることになる。介護者のつどいは、介護の知識・技術の習得だけでなく、介護者同士で情報交換することで精神的な負担を和らげることに寄与しており、今後も事業を継続する。介護用品の支給・貸与は、生活困窮世帯の衛生環境を保つためにも継続すべき事業である。現在は国の補助事業で実施しているが、補助廃止の話も出ており、継続するには保険料による負担が必要となる。市の方向性を整理し、実施の継続等について検討を進める。

(4) 安心して生活できる居住環境の整備

①見守り体制の充実	○（概ね計画どおり）	→38 頁
②住宅改造への支援	○（概ね計画どおり）	→39 頁
③在宅福祉事業の実施	○（概ね計画どおり）	→40 頁
④住まいの確保	○（概ね計画どおり）	→41 頁
⑤移動手段の確保	○（概ね計画どおり）	→42 頁

身体の状態や経済状況など多様な環境におかれている高齢者が、いつまでも住み慣れた自宅で暮らすことができるようバリアフリー化工事にかかる費用の助成や、住宅部門においては、公営住宅における浴室への手すりの設置や浴槽の高さを低くするなど高齢者に配慮した改修を行った。また、高齢者の住宅確保の観点から、令和 7 年 10 月施行の改正住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人やセーフティネット住宅事業者等との連携など、住宅部局と福祉部局との連携のもと居住支援の仕組みづくりに取り組んでいく。また、高齢者を一時的に養護する必要がある場合には、養護老人ホームに短期間入所させる養護老人ホームショートステイ事業など、地域包括ケアの住宅・住まいの観点から高齢者の生活の安定を進めていく。

また、外出困難な高齢者が自宅で理美容サービスを受けられるよう助成を実施。また、地域の特性とニーズを踏まえた交通網の再編が必要である。

(5) 安全に暮らせる体制の推進

- | | | |
|-------------------|--------------|-------|
| ①防災・防犯・消費者被害対策の推進 | ○（概ね計画どおり） | →43 頁 |
| ②交通安全対策の推進 | △（どちらともいえない） | →44 頁 |
| ③感染症対策の推進 | ○（概ね計画どおり） | →45 頁 |

災害時の安全確保、特殊詐欺等の犯罪防止、交通事故防止を目的に、防災訓練、出前講座の実施や個別避難計画の作成を行った。特殊詐欺等も巧妙化しており、インターネット関連の相談も多数寄せられ被害が増加している。また、高齢者の増加に伴い、災害時における逃げ遅れが生じやすくなることや、犯罪や事故の被害者も増加することが想定される。市民一人ひとりの防犯意識、防災意識の向上及び市民の自発的な防災活動の推進を行いながら、警察や民間事業所等と連携しながら事業を継続的かつ効果的に実施するとともに、介護施設等における感染症予防対策の周知徹底やICTの活用についても進めていく。

(6) 権利を守る取組の推進

- | | | |
|--------------|------------|-------|
| ①高齢者虐待防止の推進 | ○（概ね計画どおり） | →46 頁 |
| ②成年後見制度の利用支援 | ○（概ね計画どおり） | →47 頁 |

高齢者の増加に伴い、虐待通報件数も増加傾向にあるが、地域包括支援センターが中心となり、虐待の早期発見・対応に努めている。さらに、虐待を未然に防ぐため市民向けに出前講座を実施し、虐待の疑いがあれば市や地域包括支援センターに通報するよう呼び掛けている。

また、認知症等で判断能力が低下している人の権利と財産を守り、生活を支えるため、成年後見支援センターを中心に成年後見制度の周知および利用促進を行っている。また、国においても成年後見制度の在り方も議論されており、国の動向等を注視しながら、権利擁護を推進するとともに、終活支援や死後事務委任など、高齢化に伴う必要な施策の展開を行っていく。

また、終活や死後事務などは、年を重ねる中での整理しておく必要な内容であることについて市民への啓発を行っていく。

5 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

(1) 介護や相談業務に携わる人への支援の充実

- | | | |
|---------------------|--------------|-------|
| ①介護や相談業務に携わる人の創出、育成 | △（どちらともいえない） | →48 頁 |
|---------------------|--------------|-------|

介護人材の確保と資質の向上を目的に、市内の介護事業者や勤務する介護職員に対して、介護現場で必要とされる各種研修の受講費用を一部補助している。今後、より多くの人の受講を促すため、より効果的な周知となるよう努めていく。

また、介護従事者の離職防止や安全確保のために2人体制で訪問サービスを提供する事業者に対し、補助を行っている。

そのほか、生産性向上については、介護施設等の施設開設準備経費補助において、介護ロボットやICT機器等の導入に必要な経費を補助している。

介護人材の不足はより深刻化することが見込まれるため、既存事業の促進を図るとともに、県や関係機関と連携し、介護人材の確保、育成に関する現状把握を行い、支援に向けた取り組みを進めていく。

(2) 多様な地域主体への支援・連携

① ボランティアの発掘・育成・支援

△（どちらともいえない） →49 頁

② 多様な地域主体との連携

△（どちらともいえない） →50 頁

これからの高齢化社会を支えるためには、今も行えている地域の支え合いの継続、また、その仕組みづくりが必要となる。生活支援体制整備事業や社会福祉協議会のボランティアセンター等を活用して、ボランティアの育成を含め、ボランティアをしたいという方の受け皿の構築及びその活用について更に深める必要がある。令和6年度は、高齢者の生きがいの創出とボランティア活動の担い手の不足を補うことを目的とし、高齢者が行うボランティアの実績に基づき、ウェルビーポイントを付与する、介護支援ボランティアポイント事業の制定や令和7年度は、住民が主体となり生活支援等の支え合いの活動を行う団体に対して、地域支え合い生活支援補助金を創設した。

地域資源の情報等の管理、発信に地域資源管理システムを活用し、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携しながら、ボランティアやNPOに関する情報の公開・提供を行い、育成や支援を推進していく。